

寒川町議会告示第1号

寒川町議会広報広聴委員会規程をここに公表する。

令和元年9月4日

寒川町議会議長 関 口 光 男

寒川町議会広報広聴委員会規程

(設置)

第1条 議会の活動状況に関する情報を広く町民に知らせるとともに、もって議会に対する町民の関心を高めるため、寒川町議会広報広聴委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町議会だよりの編集に関すること。
- (2) 議会ホームページに関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、議長及び議会運営委員会の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、議会運営委員会委員の例による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(寒川町議会だより発行規程の一部改正)

2 寒川町議会だより発行規程(昭和47年寒川町議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(編集)

第4条 議会だよりは、広報広聴委員会(寒川町議会広報広聴委員会規程(令和元年寒川町議会告示第1号)に規定する広報広聴委員会をいう。以下「委員会」という。)が編集する。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とする。